

手数料 10,000 円は 16 市であり、更新時は 8 市減となっている。その分更新手数料 8,000 円の件数が増えている。恵庭市の更新手数料の考え方は 10,000 円であり、その作業内容の内訳は有効期限の通知や受付・手数料徴収などとなっているが、実際どのような作業が行われるものなのか。

(説明員) 更新時に確認する事項としては、給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況、適切に工事を行うことが出来る技能を有しているか等を確認する。それに伴う労務費について、時間当たりどの程度経費が掛かるか算出し、更新手数料を定めたいと考えている。

(委員) 10,000 円が多い・少ないということはないが、他市で 10,000 円から 8,000 円に件数が減ったというのは、作業が効率化されたということではないか。

(説明員) 自治体によって様々だと思うが、新規より更新の方が手続きの時間が短縮されるのではないかと考えて、8,000 円として定めている自治体があると伺っている。例えば札幌市は 8,000 円と聞いている。

(委員) 恵庭市の場合は 1 件、1 件通知したりする作業に手間がかかるとの考えか。

(説明員) 新規と更新の場合で異なる点は、更新後は有効期限の通知をしなければならぬため、時間的には新規と更新の場合でそこまで変わらないと判断している。

(委員) 新規のときは相手が一方的に来るから、通知とかの手間隙はかからないということか。

(説明員) そうである。

(委員) 素人考えだと新規の方が費用が掛かるように感じる。継続の場合はそれほど費用が掛からないような気がしており、10,000 円が 8,000 円になる市があることは頷けるが、恵庭市の新規と更新で 10,000 円と同額になるという考えは頷けない。

(説明員) 新規の場合、恵庭市独自の考え方もあり、他の自治体での実績把握や技術指導などに作業時間を割いている。更新の場合は、これまでの実績を市で把握しているため、技術指導などの作業時間を少なくさせていただき、それを追加となる作業に当て、端数を除きトータルの手数料が新規と更新で 10,000 円の同額として算出している。

(委員) 有効期限通知の費用が 667 円となっているが、誰が 10 分間作業すると 667 円になるのか。項目ごとにそういう説得力がないため、わからない。例えば新入社員であればもっと安いし、部長職であればもっと高くなる。

(説明員) 単価については国土交通省が公表している設計単価を使用して定めている。

(委員) そうすると地域格差はないのか。

(説明員) ない。

(委員) 更新というのも単に自動更新というのではなく、業者の質を保っていくという趣旨もある。そういう意味で、恵庭市で安全に工事していただける

ように、技術指導等という事務手続きが必要となるイメージか。

(説明員) そうである。給水装置事業者の指定制度というのは、一旦恵庭市に指定店として登録されると、例えば住所や経営状況が変わり相手から変更手続きが無い場合は、恵庭市で経営実態の把握が出来ておらず、事業所が存在するか否かの把握も出来ていなかった。そういった実態を防止するため、水道法の改正に伴い、更新制が導入されたため、今回の手続きを進めたい。

(委員) 指定装置工事事業者が136者おり、事業者の倒産が分からないとの話であるが、固定資産の課税課に確認したら分かるのではないか。136者は恵庭市内の事業者ではないのか。

(説明員) 恵庭市内の事業者だけではないため、わからない。

(委員) どこの事業者か。

(説明員) 例えば札幌市、苫小牧市、千歳市の事業者である。以前は恵庭市内の事業者に限定されていたが規制が緩和され、市外の業者も指定事業者として登録を受け付けるようになった。そのため、事業実態の把握ができなかったり、無届で工事が行われるなど全国的にも課題となったため、更新制を導入して資質の向上を図りたいということで法改正が行われている。

(委員) 136者のうち恵庭市内の事業者は何者か。

(説明員) 恵庭市内は10者である。

(委員) 136件であればそんなに件数もなく、年間20件程度の更新だと頻繁にやるからシステム的に更新出来て、コストが下がるということも無いのか。

(説明員) 下がることは無い。

(委員) この手数料は市の歳入になるのか。

(説明員) 水道事業会計の歳入に入る。

(委員) そうすると持ち出しになると水道料金で補填することになるのか。

(説明員) そうなる。

(委員) 136者のうち恵庭市内で工事をしてもらって、工事の途中で会社がおかしくなって、お客様からクレームがあったことはないのか。

(説明員) 途中で会社が倒産したという記憶は無いが、工事をやっている中での不具合というのは市外業者で結構ある。

(委員) クレームは市にくるのか。

(説明員) クレームというよりは、市で検査した際に、例えば埋設管の深さが足りないなど市の基準に沿っていないことが分かり、是正するように指導している。

<議事の承認>

基本的には事務局の説明のとおり進め、軽微な修正は会長に一任し、12月中旬に答申することで承認された。

【恵庭市水道事業管路更新計画(案)について】

(委員) 耐震管の材質は何か。

(説明員) 硬質塩化ビニル管から更新する耐震管はダクタイトル鋳鉄管を予定し

ている。

<議事の承認>

今後は事務局の説明のとおり進めていくことで承認された。

【恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略(案)，書面審査に関する意見と回答について】

(委員) 緊急貯水槽はどこに整備するのか。また、財源計画の国庫補助金というのはどのように貰うことが出来るのか、貰うのにどのような条件があるのかその仕組みを教えて欲しい。

(説明員) 緊急貯水槽の計画は、恵み野地区、島松地区、漁川右岸側、漁川左岸側の4基を予定している。1基目は、道と川の駅で進めている花の拠点整備事業で、恵み野地区として緊急貯水槽を整備しており、残り3基は順次計画に基づき整備していく。恵み野地区は令和2年で完成する予定であり、その財源としては、恵庭市は防衛省の基地があることから、国庫補助金の防衛施設周辺民生安定施設整備事業という補助金を頂き、財源に充当して整備している。その他、緊急貯水槽は防災にも繋がることから、水道事業会計以外で一般会計からの負担金を充当している。補助金の条件は、防衛施設周辺の民生の安定化を図るために施設を整備する場合、防衛省の審査を得ることで事業費に対して60%が補助される。

(委員) 防衛省と何の関係あるのか。

(説明員) 恵庭市には北海道大演習場、北恵庭駐屯地、南恵庭駐屯地の防衛施設があり、恵庭市独自の補助金である。千歳市も防衛省の補助金を同様にも貰っている。

(委員) その補助金というのは水道事業のための補助金ではないが、水道事業が貰っているということか。自衛隊が無い市町村はそのような補助金はないのか。

(説明員) 自衛隊が無い自治体は防衛省の補助金はない。水道事業というよりは、応急給水体制である緊急貯水槽を整備するというので、市民の利便性を図るという観点から防衛省の補助がついている。

(委員) 緊急貯水槽のイメージが沸かないがどういう構造なのか。

(説明員) 緊急貯水槽と呼ばれている部分は直径が2.6m、長さが10m程度の大きな水道管を地下に布設し、容量が約10,000m³で常時綺麗な水が入っている。緊急貯水槽の前後に遮断弁というものを設けており、地震等の何かが発生した場合は遮断弁で蓋をする構造となっている。遮断されるとタンクとして綺麗な水が残っているため、応急給水体制として1人1日3ℓが必要となるが、10,000人で3日分の飲み水として活用できる。

(委員) 書面審査に関する意見N05として、計画にサブタイトルを追加したほうがよいのではないかという意見があるがどうか。

(委員) 分かりやすくなってよいのではないか。

(委員) 事務局としても追加する方向で考えているが、それでよいか。

(一同) よい

(委員) 書面審査に関する意見 N012 として、基本理念に言葉を追加したらどうかという提案があるがどうか。

(委員) 問題提起という意味合いでこの意見を出させて頂いたつもりであり、理念については事務局案のとおりで良いと思う。これまで低廉という言葉は水道関係でしか見たことが無く、古臭い言葉で使いたくないと思っていたが、水道法でそのままになったためそれはしかたが無い。ただ、水道事業を運営していくにあたって、安い水を供給するということを強調してしまうと今後の事業運営が厳しい。今後は人口が減り、給水の単価が上がっていく中、事業運営を継続していくことが大事であるというのを強調したかったため、このような意見を出させて頂いた。

(委員) ご意見のとおり、経営のことを考えずに料金を下げるというイメージが出ないように全体のトーンを整えて、基本理念自体はそのままで良いということだが事務局としてはどうか。

(説明員) 水道ビジョン・経営戦略(案)の本文においても低廉という意味は、ただ安い水をお届けするという意味ではなく、「より一層、経営基盤の強化を目指し様々な施策に取り組みます」と書かせて頂いており、その書き方で問題なければそのままとしたい。

(委員) 頂いた意見の内容も十分盛り込まれているということで問題ないと思うが、それについて意見はあるか。

(一同) ない。

(委員) 事務局案の現行のままを進めて生きたいと思うがよいか

(一同) よい。

(委員) 書面審査に関する意見 N04 の回答で、50 年後の老朽管率は 50%になるとあるが、半分しか良い管にならないということか。

(説明員) 実際に更新が終わるかということ、ずっと更新し続けていかなければならない。法定耐用年数は 40 年であるが、実際使用する上でどうなのかという観点から管路更新計画を考え、管種等により法定耐用年数以上の年数で更新を考えている。管路更新計画に基づいて単純に 50 年後まで試算した結果、老朽管率が 50%となってしまうが、老朽管率が 50%だからといって 50%のうち全てが危険な管というわけではない。市の考えでは危険な管は耐震性がない管と考えており、それは 10 年以内に更新するため、50 年後の危険な管は 50%より少なくなる。

(委員) 耐用年数を法定耐用年数 40 年の 1.5 倍である 60 年で見るとは良いが、法定耐用年数が 40 年のものはもともと 40 年であり、イメージとしてはそれを超えたらいつ破壊してもおかしくない状況である。50 年経過したときに、60 年を超えた管が半分残っているということは管がいつ破断してもおかしくないのではないか。

(説明員) 耐用年数については管路更新計画にも書かせていただいているが、法定耐用年数は減価償却費を算出するための会計法上の年数と考えており、40 年経過したから管がだめになるわけではなく、十分使えるものである。

(委員) ピンホールがあいて水が漏れてくるのではないか。

(説明員) 場所によってはあるが、その部分については何らかの原因があり、管路全体がそうではない。便宜上、老朽管率が 50%と考えている。法定耐用年数 40 年を重要視し、老朽管率 0%を目指す更新事業費を 10 億円かける必要があり、経営の状況を考えた場合に現実的でない。老朽管率 50%でも安全な状態を確保しつつ、更新しなくてはならない場所を調査しながら、今後は進めていかななくてはならないと考えている。

<議事の承認>

今後の軽微な調整は会長に一任し、事務局と調整した上で 12 月中旬に答申することで承認された。

【キャッシュレス決裁について】

(委員) 収納代行業者とは何のことを言っているのか。

(説明員) 現在コンビニの収納代行業者として契約している株式会社電算システムで LinePay、PayB についても運用可能であることから、収納代行業者としては株式会社電算システムを予定している。

(委員) 株式会社電算システムはどこにあるのか。

(説明員) 岐阜県にある。

(委員) 資料に収納代行業者の撤退とあるが、株式会社電算システムも撤退の危機があるのか。

(説明員) 株式会社電算システムの撤退が全くないということはないが、資料に書いている撤退は Yahoo である。Yahoo は別の子会社に事業を移し、撤退を考えている。

(委員) 口座振替は現在何%ぐらい使われているのか。

(説明員) 約 75%ぐらいである。

(委員) キャッシュレス決済は何の目的でやるのか。

(説明員) 導入の目的は利便性の向上である。

(委員) 口座振替が最も利便性が高く、口座振替を推奨するほうが有利なのではないか。

(説明員) 事業運営からすると有利なのは口座振替である。一方で「クレジットカードを使いたい」や、市が契約していない「他の銀行で口座振替により引き落としをしたい」などの意見がある中、今回バーコード決済を導入することによって、例えば LinePay で支払う際に LinePay への入金クレジットカードを使えたり、大手の金融機関を利用できたりするメリットがあり、意見にお答えできる。

(委員) クレジットカードを使用するとポイントがたまるというのがあり、個人としてクレジットカードを使いたいという人が増えてきている。

(委員) アンケートの中で 20%の人がキャッシュレス決済を使いたいという意見があり、今回はそういう人たちの要望を受けてやろうかどうかと考えているのか。

(説明員) そうである。キャッシュレス決済を望む人の中には、口座振替からキャッシュレス決済に移行したい人の意見も含まれており、それはリスクの一つである。

(委員) そういった要望は強いのか。

(説明員) 議会でもそういった意見があり、市民アンケートでも意見がある。国からもキャッシュレス決済を進めていくということがあるため、今回検討している。

(委員) やりたいという声がたくさんあるのであれば、そういう人たちの意見は聞かなくてはならない。

(説明員) アンケートの中では2割がキャッシュレス決済を望んでいるが、一方で見合わないサービスを増やさないという意見が半分近くある。コンビニ収納代行業者で今まで通り出来るのであれば、両方の意見を満たせるのではないかと考えている。

(委員) 見合わないサービスとは何のことを言っているのか。

(説明員) 例えば、クレジットカード決済を導入しようとするポイントがたまる一方で、手数料が高い。手数料の負担は水道料金で支払うことから、利用しない人にも負担が掛かってしまうため、費用が掛かるサービスはやらないほうが良いと思っているのではないかと考えている。

(委員) 手数料というのは水道事業が負担することになるため、クレジットカード決済を導入すると水道局としては負担が掛かる。そういうサービスのことを言っているのではないか。

(委員) 年間の手数料というのは件数が多い少ないによらず、クレジットカード決済では120万円掛かってしまうのか。

(説明員) 120万円というのは利用料金の平均金額を算出し、クレジットカード決済の利用者が全体の6%程度と仮定した場合の金額である。

(委員) 口座振替からクレジットカード決済に支払い手段を変更する人が増えると、手数料が増えることになるのか。

(説明員) そうである。

(委員) ポイントが欲しいがためにクレジットカード決済を選ぶ人のメリットを水道料金が補填するのはおかしい気がする。

(説明員) 商取引上は事業者が手数料を負担するのが商慣習であるが、今後の方針として、手数料負担をどのように考えるかというのが課題である。

(委員) 民間事業者であれば利便性が向上することでお客様が来てくれるというメリットがあるが、水道局は少し異なっている。

(委員) 今回の提案については、クレジットカード決済は課題があるので、今後さらに検討を進める。バーコード決済については、今までやっているコンビニ収納と同様の扱いで、追加しても今までと経費負担は変わらないため進めるという理解か。

(説明員) その理解でよいが、口座振替から移行する人がいればその分の経費が少し増えることになる。

| | |
|---|---|
| <p>(5) 今後のスケジュールについて</p> <p>(6) その他</p> <p>(7) 閉会</p> | <p>(委員) 納付書に新しくバーコードを印刷するためのレイアウト変更にはお金はかからないのか。</p> <p>(説明員) コンビニと同じ収納代行業者を利用することから、現在コンビニで使用しているバーコードをそのまま携帯電話で読み取るだけのため、お金はかからない。</p> <p><議事の承認> 今後は事務局の説明のとおり進めていくことで承認された。</p> <p>※経営管理スタッフより説明</p> <p>○報酬と旅費の支払について ○千歳川浄水場見学について ※経営管理スタッフより説明</p> <p>終了時間 10:50</p> <p>※経営審議会終了後、千歳水場の見学を実施。</p> |
| | |